

理 由 書

福岡広域都市計画地区計画（南部白水地区地区計画）を変更する理由

本地区は市南部に位置し、良好な商業地及び住宅地などを市街地開発すると同時に、ゴルフ場を移転促進するため、平成17年2月に南部白水地区地区計画が都市計画決定された。

告示以降、順調に市街地開発が行われてきたが、長期間ゴルフ場の移転のみが進まず荒廃した状況となっており、近年のゲリラ豪雨等によりゴルフ場予定地が浸食され、市街地側に土砂が流出するなどの被害が発生している。

令和5年4月、ゴルフ場経営者が保有する土地の大半が所有権移転登記され、新たな所有者よりゴルフ場にかわる新たな事業としてデータセンターを誘致し環境改善を図る提案がなされた。

よって、地区整備計画に記載する、ゴルフ場附帯施設のみ建設可能な「区分名称Ⅰ地区」を一部変更することとし、あわせて、現状と不一致な記載等がある土地の利用に関する事項、及び地区施設の配置及び規模を整理するものである。